

2021年3月12日

法務大臣 上川 陽子 様

意見書

日本女性法律家協会
少年法改正問題研究会
会長 佐貫 葉子



当協会は、1950年に設立された、女性の裁判官、検察官、弁護士及び法学者からなる団体であり、長年にわたり、少年法問題に深く関心を寄せて研究会を持ち、研究を重ねているところ、第204回国会に提出された少年法の一部を改正する法律案（以下「改正法案」という。）について次のとおり意見を述べるものである。

意見の趣旨

改正法案は、18歳及び19歳の者を「特定少年」とし、刑事司法制度上の取扱いを変更して、刑罰権の適用範囲を拡大し、現行少年法の重要な規定の適用を除外するが、このことは少年法適用年齢の実質的な引下げとなり、国の少年非行対策に関わる重大な問題である。

現在有効に機能している少年法の制度と実務における運用の実績に鑑みれば、立法事実も認められない中で、明確な理念も示さないまま「特定少年」という新たな概念を導入し、18歳及び19歳の者について、刑罰権の適用範囲を拡大するほか、健全育成の理念に基づいて設けられた少年法上の規定の適用除外規定を設けて20歳以上の者と同様の規制に服させることは、その必要性も合理性も認め難く、適切な方策とはいえない。

当研究会は、以下の理由により、少年法適用年齢の実質的な引下げとなる上記改正法案に反対する。

意見の理由

1 問題の所在

今般の少年法適用年齢引下げの議論は、2018年6月の民法改正により18歳及び19歳の者が民法上成年とされて20歳以上の者と同様の権利を与えられたことに伴い、刑事法上も、18歳及び19歳の者は20歳以上の者と同様に刑事責任を負うこととすべきではないか、との視点が出発点となっている。

しかし、民法上の権利との均衡が求められるのは、与えられた権利に見合った民法上の義務を負うことであり、18歳及び19歳の者の刑事法上の位置づけは、刑事司法の目的に照らして検討されるべき問題である。

2 刑事司法の目的と現行少年法が果たしている刑事政策的機能

刑事司法の大きな目的は、犯罪を抑止して治安を維持することにある。

我が国の少年非行は、10年以上にわたり減少を続けており、現行少年法は、18歳及び19歳の者に対しても、その更生と健全な成長を実現するための保護・教育的処遇制度として有効に機能し、再非行を防止して非行を早期に収束させ、犯罪被害の発生を抑止する刑事政策的機能を果たしている。

先般の法制審議会の審議やこれに先立つ法務省内の勉強会においても、かかる現状認識は共有されており、刑事政策的観点から、18歳及び19歳の者について、保護・教育的処遇制度を大きく後退させる今回の少年法改正を正当化することは困難である。

3 改正法案の問題性

(1) 主要な問題点

改正法案は、18歳及び19歳の者が少年法上の少年であることを明確に示し(改正法案による2条)、全件をまず家庭裁判所に送致し、科学的調査・鑑別を経て審判で保護処分等の処分を決定するという現行少年法の手続き上の枠組みを維持した。

しかし他方で、18歳及び19歳の者を「特定少年」と位置付け(改正法案62条1項)、「特定少年の特例」として、その裏付けとなる実質的な根拠も示さないままに少年法上の規定とは異なる取扱いを定めており、これらはいずれも少年法の趣旨、目的に反し不適切なものである。以下、主要な問題点について述べる。

(2) 原則検察官送致対象犯罪の拡大

改正法案は、「特定少年」に刑事処分を受けさせることとなる原則検察官送致対象犯罪を、その法定刑を基準として一律に拡大する(改正法案62条2項2号)。

このように、形式的かつ一律な基準により刑罰権の適用範囲を拡大することは、調査・鑑別により個々の少年が抱える問題性を解明し、その問題性に適した保護・教育的処遇を行うことにより少年の健全な育成を期することを目的とする少年法の趣旨とは相容れないものである。

(3) 行為責任の考え方に基づく処遇選択の指針とぐ犯の除外

改正法案は、「特定少年」について、保護処分の決定につき「犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内において」決めることとする指針を示し(改正法案64条1項)、少年院送致の際の収容期間についても「3年以下の範囲内において犯情の軽重を考慮して」定めなければならない(同条3項)などとするほか、少年法上の「ぐ犯」の規定の適用を除外する(改正法案65条1項)。

これらの新たな規定は、不利益処分である刑罰に対する制約として、行為に見合った責任を負うべきであるとする成人刑事司法上の考え方と軌を一にするものと解され、健全育成の理念に基づき、個別的教育処遇を前提として、後見的立場から要保護性に適した処遇を選択することとした少年法の趣旨に沿うものとはいえず、少年法における教育的処遇の実効性が減殺される恐れもある。

(4) 勾留に関する制限や取扱いの分離規定等の不適用

改正法案は、「刑事事件の特例」として、検察官送致決定のあった「特定少年」については、少年の勾留に関する制約(改正法案 67 条 1 項、2 項)や、刑事事件の処理にあたっての取扱い分離規定及び刑事施設収容等の際の成人との取扱い分離規定を適用しないこととしている(改正法案 67 条 2 項)。

少年法は、成長発達の上にある少年への保護・教育的配慮や情操保護の観点から身柄拘束に関する制約を定め、また少年が未成熟で可塑性に富み、他からの悪影響を受けやすいことなどを考慮して、成人との取扱いの分離を定めたものであり、少年としてかかる特性を有している「特定少年」が、検察官送致決定により刑事裁判を受けることが予定されたからといって、これらの配慮を排除すべき理由は見当たらない。また、前記少年法の趣旨に照らせば、審理手続における分離規定や刑の執行における分離規定の不適用を定める規定(改正法案 67 条 3 項、4 項)についても、他からの悪影響を受けやすい傾向など少年特有の特徴に配慮しないものというべきである。

(5) 不定期刑の不適用

さらに、改正法案は、「刑事事件の特例」として、少年法上の不定期刑の規定を「特定少年」には適用しないこととするが(改正法案 67 条 4 項)、不定期刑は、少年が成長発達の上にあつて可塑性に富み、教育による改善更生の可能性が大きく期待されることから、幅のある刑期を定めて、変化に対応した柔軟性のある処遇とすることが少年の更生に資するとして、教育的配慮に基づいて定められたものである。また、18 歳及び 19 歳の者が刑事裁判において刑事責任を判断される場合でも、本人の特性に応じた個別処遇をする必要があり、不定期刑はこの要請に適うものである。

したがって、「特定少年」に対するかかる規定の不適用も根拠のあるものとは認め難い。

(6) 資格制限に関する規定や推知報道の禁止規定の不適用

ア 改正法案は、「特定少年」のときに犯した罪によって刑に処せられた者には、資格制限に関する少年法の規定は適用しないこととした(改正法案 67 条 6 項)。

資格制限に関する少年法の規定は、更生の障害となる資格制限からできるだけ早く少年を解放して更生の機会を与え、社会復帰を容易にしようとするものである。

罪を犯したときに「特定少年」であったから、社会復帰を容易にする必要がないなどとは到底いえない。

イ また、改正法案は、「特定少年」が公訴提起された後は、少年の推知報道禁止規定を適用しないこととしている(改正法案 68 条)。

しかし、たとえ家庭裁判所が刑事処分相当として検察官に送致し、公訴提起されたとしても、刑事裁判所が少年法 55 条により保護処分相当との判断をした場合は、その者を家庭裁判所に移送決定することになる。

たとえば、本人が刑事裁判の審理を体験する中で、関係者からの働きかけにより自己の罪を反省悔悟して責任を自覚し、被害者への慰謝の念

を深くするに至ったときには、保護処分による改善更生が期待できるものとして保護処分相当性を肯定されることもある。

推知報道は、成長発達の途上で罪を犯した少年やその家族に対する社会的偏見を生み、少年本人の就業や住居の確保を困難にするばかりか少年の社会復帰を支援すべき家族の生活上の困難をも引き起こし、少年に帰住先や家族の支援を失わせることとなって更生を妨げる大きな要因となる。

したがって、「特定少年」についても、公訴提起の如何を問わず、推知報道禁止規定は適用を維持することが必要である。

ウ 少年の更生を図るためには、その阻害要因となる因子はできる限り排除すべきであるが、改正法案の定める上記各取扱いは、成長発達の途上で罪を犯した18歳及び19歳の者が健全な社会人として改善更生の道を歩むことに対する阻害要因を殊更に付加するものである。

かかる施策は、再犯防止推進法・再犯防止推進計画の目的や方策にもそぐわず、同計画を策定した閣議決定の趣旨にも反するというべきである。

(7) 小括

以上の点をみても、改正法案が「特定少年」について「特例」として定める新たな取扱いは、「特定少年」と定義する18歳及び19歳の少年について、少年法の理念に基づく重要な規定の内容を変更し、また、重要な規定を不適用とすることにより、18歳及び19歳の少年が更生し、社会人として健全に成長を遂げるために必要かつ適切な教育的処遇を受ける制度的担保を後退させるものである。

これまで、家庭裁判所は、審理の全過程を通じて、送致を受けた事件について事案の解明はもとより、「ぐ犯」を含めてその者に対する緻密な科学的調査により個々の抱える問題性を解明した上、その環境を調整し、本人の更生のために選択した適切な処遇をもって効果を挙げてきたことを想起すべきである。

ここで敢えて、保護・教育的処遇を旨とする家庭裁判所の判断に制約を設け、更生阻害要因を付加することとなる少年法改正を行うことは、これまで少年法及び家庭裁判所が積み上げてきた成果を崩し、18歳及び19歳の者の重要な更生の機会を脅かす恐れがある。

4 18歳及び19歳の者の特徴と教育的施策の必要性及び有効性

(1) 18歳及び19歳の者の特徴

改正法案に先だつ法制審議会の諮問第103号に対する答申は、18歳及び19歳の者が「典型的に未成熟であり成長発達の途上にあつて可塑性を有する存在であること」を認めている。「典型的に未成熟である」ことは、刑事司法の基本原則である責任主義が予定する成熟した社会人とは未だ認められないことを示しており、「成長発達の途上にあつて可塑性を有する」ということは、健全な成長発達を促すための教育的な働きかけにより、その思考過程や価値観、性格、行動傾向などを改善することが可能であり改善更

生が期待できるということである。

(2) 教育的処遇の必要性

上記のような特徴を有する若年者に対して教育的施策が有効であることは、精神医学、発達心理学をはじめ最新の脳科学・神経科学などの科学的知見によって裏付けられているほか、米国の実証的研究によっても支持されており、同国では、既に少年に対する厳罰化を改め、教育的処遇への移行を示す法改正などが行われている。

昨今の司法及び警察庁による統計でも示されているように、減少を続けている我が国の少年非行の動向を見ても教育的施策の有効性は明らかであって、かかる科学的知見や実証的研究成果は18歳及び19歳の者に対する処遇や法制度の在り方を考える上で十分に尊重され、適切に実務に反映される必要があるところ、現状において、その法制化を具現している現行少年法を維持することは必要不可欠なことである。

以上

日本女性法律家協会 <https://j-wba.org/>

〒105-0001

東京都港区虎ノ門3-18-12 ステューディオ虎ノ門811号

電話 03-3578-1981 FAX 03-3437-6188